



広島大学



# もくじ

はじめに -----	2
1. レポートを書くにあたって -----	3
2. 著作権と剽窃 -----	4
2—1. 著作権について -----	4
2—2. 剽窃とは -----	5
3. 引用について -----	6
3—1. 引用の要件 -----	7
3—2. 引用の例 -----	9
3—3. 出典の記載方法 -----	10
4. データの捏造について -----	11
5. インターネット利用における著作権の侵害 -----	12
おわりに -----	13
Q&A -----	14

# はじめに

この手引では、レポートを作成する上で、注意しなければならないことを学びます。レポートを書く際に、共通して「やってはならないこと」というものがあります。それは、他人が書いたものをあたかも自分が書いたかのように見せかけることです。

インターネットの普及によって、たくさんの情報に簡単にアクセスできるようになりました。それらの情報を、パソコンの文書作成ソフトでは簡単にコピー＆ペーストすることができます。友人や先輩が作成したレポートや、過去に自分で提出・発表したレポートの内容を一部変更し、大半を丸写しするだけで提出するようなこともできるようになりました。こうした盗用や剽窃、あるいは使い回しを疑われる事例は急増し、社会を混乱させてしまう事態も起こっています。広島大学では2011年に学位論文が取り消しになる事例も起きました。

不正行為と見なされないように、レポートや論文の作成上のルールについて注意することが必要です。



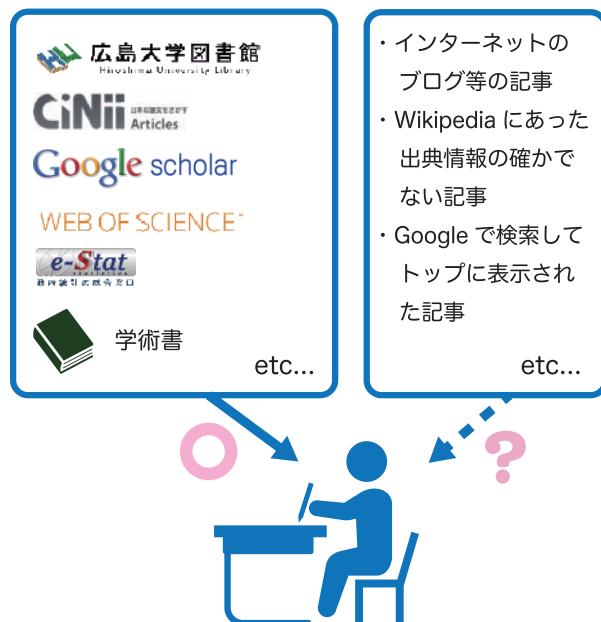
# 1. レポートを書くにあたって

最初に、レポート作成にあたって求められていることは何かを考えてみましょう。

レポート課題には出題者の意図があります。そこでレポートに何が求められているのかを正確に把握することが、まず必要です。

次に、これらの目的に沿ってレポートや論文を作成するために、関連情報を収集する必要があります。

最近ではインターネット検索をすることが多いでしょう。そこではたくさんの情報を得ることができますが、情報の質のレベルは様々です。インターネット上にある膨大な情報の中から、信頼性のある情報を見つけ出すのは大変です。そのため、多くのレポートでは、インターネット検索だけで済ますのではなく、しっかりとしめた学術書を参照し、図書館サイトなどで利用できる学術的データベースを使って情報を集めることが求められているのです。



## 2. 著作権と剽窃

レポートを作成するうえで、他人の著作物を参照することは、必ずと言って良いほど必要とされる作業です。

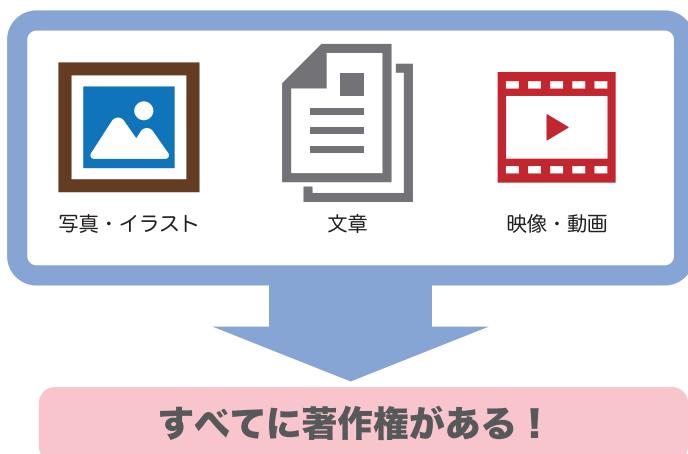
この章では、他人の著作物を参照する際に注意すべき「**著作権**」と「**剽窃**」について説明します。

### 2-1. 著作権について

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを「**著作物**」ということが著作権法で定められています。著作者は、自分の著作物を勝手に利用されない権利、すなわち「**著作権**」を持っています。著作権とは、著作者が著作物を作成した時点で自動的に発生するものです。

レポートや論文を書く際には著作権を侵害しないよう注意する必要があります。他人の著作物を著作者の許諾なしに利用することは不正行為とみなされます。

他人が書いたことを、自分が書いたかのように見せかけければ、それは明らかに剽窃であり、不正となります。他人が行ったことや書いたことは、きちんと明示しなければなりません。



## 2-2. 剥窃とは

「剽窃」とは、他人が書いたものを自分が書いたかのように見せかけることをいいます。

近年パソコンを使って電子的にレポートを書くようになって、他人が書いたものを簡単にコピー＆ペーストできるようになりました。その結果、剽窃が頻発するようになり、問題となっています。しかし、剽窃は不正行為であり、それが暴かれる可能性は高いと認識してください。剽窃部分を簡単に抽出できるソフトウェアもあります。

また、「自己剽窃」といって、過去に自分が作成したレポートを書き写して、新たに書いたかのように見せかけることも不正行為となります。さらに、パブリックドメイン（権利が消滅した状態）のものでも、まるで自分で書いたかのように利用することも剽窃となり不正行為です。

もちろん、他人に代筆を頼むようなことも、不正行為と見なされます。不正行為と知りながら代筆に協力することも決して行ってはいけません。

### 剽窃検知ソフトでは、コピペ部分が一目瞭然！

#### チェックする文章

剽窃  
82%

近年、学生の主体的学びと授業外学習時間の確保、および教育の質の保証が求められている。今まで多くの大学講義では、教員は一方向的に学生に講義を行い、学生は現状の知識をただ受動的にノートに取り、教員はその知識の習得率を評価しているもの多かった。知識は重要であるが、新しい知見を作り出していく場としての大学における教育で、学生に身につけて貰うべき能力は、目的を理解して知識を習得し、それらを応用展開させる能力である1)。「学び」にはインプットとアウトプットがあると言われており2)。学習の成果は学習のアウトプットを評価しなければならない。教員の役割は、身につけるべき知識を説明し、学生がそれらの知識を結びつけて応用展開することを促すことにある。現在の大学は、第一線の研究者が学習者に寄り添う導き手となり、常に変動し予測不能な人類社会の課題をグローバルな視点で協働して課題発見・解決することのできる人材を育成する場である3)。これは、研究者養成の立場であっても同じである。

#### 論文 A からの剽窃部分

現代の大学教育の問題点を指摘すると、今まで多くの大学講義では、教員は一方向的に学生に講義を行い、学生は現状の知識をただ受動的にノートに取り、教員はその知識の習得率を評価しているもの多かった。知識は重要であるが、新しい知見を作り出していく場としての大学における教育で、学生に身につけて貰うべき能力は、目的を理解して知識を習得し、それらを応用展開させる能力であって、それらの教育ができていないことが大きな問題点となっている

#### 論文 B からの剽窃部分

現代の大学教育にとって、教員の役割は、身につけるべき知識を説明し、学生がそれらの知識を結びつけて応用展開することを促すことにある。現在の大学は、第一線の研究者が学習者に寄り添う導き手となり、常に変動し予測不能な人類社会の課題をグローバルな視点で協働して課題発見・解決することのできる人材を育成する場なのであるから、大学教員はそういう内容の講義を実施するべきである。

### 3. 引用について

まず、「引用」と「転載」について正しく理解することが必要です。

他人の著作物の一部を複製して自分の作品の中で使用することを一般に「転載」と呼びます。著作物を勝手に複製することは著作権侵害となりますので、転載したければ著作者の許諾を得なければなりません。

しかし、一定の条件を満たせば「引用」として許可なく行ってよいことになります。「引用」には、「直接引用」と「間接引用」とがあります。

他人の著作物の内容をそのまま引用することを「直接引用」といい、引用する内容を一字一句正確に書き写すことが必要です。勝手に文言を改変してはいけません。さらに、「3-1. 引用の要件」で示す要件を満たしている必要があります。

「間接引用」とは、他の著作物の内容を要約し、自分の言葉に言い換えて記述することをいいます。



直接引用は  
元の文章を  
そのまま変えずに！

間接引用は  
元の文章を  
要約して利用！

## 3-1. 引用の要件

### <直接引用>

「直接引用」を行う際には、以下の引用の要件を満たさなければなりません。

逆に引用の要件を満たしていないような引用は、不正とみなされる可能性がありますので、注意してください。

[1] 引用する資料等は既に**公表されているもの**であること

未発表のものを引用することはできません。

[2] 批評や研究などのための**「正当な範囲内」**であること

引用は、必要最小限の範囲で行わなければなりません。

[3] 引用部分とそれ以外の部分の**「主従関係」**が明確であること

自分の文章が「主」、引用部分が「従」になるような分量でなければいけません。

つまり、自分の文章の方が多く、引用部分が一部である必要があります。

本文本文本文本文  
「引用引用」本文  
本文本文本文本文  
本文本文本文本文  
「引用引用引用」  
本文本文本文本文

本文本文本文本文  
----  
引用引用  
----  
本文本文本文本文  
本文本文本文本文  
本文本文本文本文



自分の文章が多く、  
引用部分のほうが少ない！

#### [4] カギ括弧などにより**引用部分が明確**になっていること

文章のどこからどこまでが引用部分なのか、はっきりと明示する必要があります。

「3-2. 引用の例」を参照してください。

#### [5] 引用を行う**必然性**があること

批評や研究を行う必要がある場合に限り引用します。

#### [6] **出所の明示**を行うこと

引用された著作物の題名や巻号、著者名が明らかにわかるような表示が必要です。

### <間接引用>

間接引用を行う際には、引用元の文章をそのまま使ってはいけません。必ず自分の言葉で言い換えます。その際に、元の文章の主旨が変わるような表現にしてはいけません。

出所の明示などの要件は、直接引用とほぼ同じです。間接引用なのに、直接引用のように書いてしまうと、剽窃とみなされる場合があります。直接引用と間接引用とを正しく使い分けることはとても重要です。



## 3-2. 引用の例

### <長い直接引用>

引用部分が長い場合には、段落を変え、字下げするなどしてどの部分が引用のかを明示します。

このシステムの医薬分野への応用として考えられたのが、薬の副作用・安全性に関する情報収集である。

文献情報の収集・解析により副作用の発生を早期に検出あるいは予測するためには、質的なばらつきが大きい大量のテキストソースを網羅的に検索して医薬品の安全性に特化した情報を選別・抽出する作業が必要であり、これは通常のキーワード検索では事実上不可能である。(天野・金子, 2006, p.1193)

### <短い直接引用>

短い直接引用は、「」でくくることで明示します。

このシステムの医薬分野への応用として考えられたのが、薬の副作用・安全性に関する情報収集である。天野ら(2006)は、「大量のテキストソースを網羅的に検索して医薬品の安全性に特化した情報を選別・抽出する作業が必要」(p.1193)と述べている。

### <間接引用>

間接引用では、引用部分を要約して自分の文章中に混ぜて使います。

このシステムの医薬分野への応用として考えられたのが、薬の副作用・安全性に関する情報収集である。天野ら(2006)は、質的なばらつきのある大量の文献から網羅的に情報を収集し、選別・抽出することが必要で、キーワード検索では不可能であると述べている。

上記の3つのいずれの場合も、レポートの最後には「参考文献(もしくは引用文献)」として、下記のように出典を記載しておく必要があります。

#### 参考文献

天野博夫・金子周司(2006). 医薬品安全性に関する文献情報自動抽出システムの考案 医療情報学, 26, 1193-1194.

### 3-3. 出典の記載方法

既に述べたように引用を行った場合には、その出典を明確に示さなければなりません。レポートや論文では、章末や巻末に出典の完全なリストを掲載し、本文中の引用箇所には、出典がリストのどれなのかがわかるようにしておく必要があります。しかし、その記載方法は学問分野や学会等によって個別のルールがあります。学会誌のルールは、学会のWebサイトで確認するとよいでしょう。

下記に例として、2つ紹介していますが、他にもいろいろなパターンがあります。

<パターンA>

(本文)

天野ら(2006)は、「大量のテキストソースを網羅的に検索して医薬品の安全性に特化した情報を選別・抽出する作業が必要」(p.1193)と述べている。

(参考文献)

天野博夫・金子周司(2006). 医薬品安全性に関する文献情報自動抽出システムの考案 医療情報学, 26, 1193-1194.

<パターンB>

(本文)

天野らは、「大量のテキストソースを網羅的に検索して医薬品の安全性に特化した情報を選別・抽出する作業が必要」と述べている[1]。

(参考文献)

[1] 天野博夫・金子周司：医薬品安全性に関する文献情報自動抽出システムの考案, 医療情報学, 26, pp1193-1194(2006).

講義課題の提出レポート、卒業論文や修士論文、博士論文、および学会誌への投稿論文については、引用の方法を担当教員や指導教員に相談してください。

## 4. データの捏造について

もうひとつやってはならない重大な不正に、データの捏造があります。

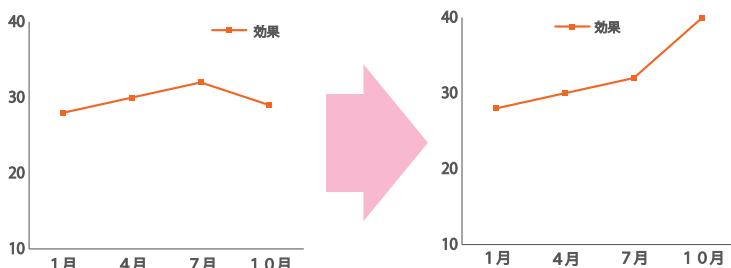
具体的には以下のような行為があります。

1. グラフの書き換え
2. 画像の改変
3. やってもいない調査や実験のデータの作成

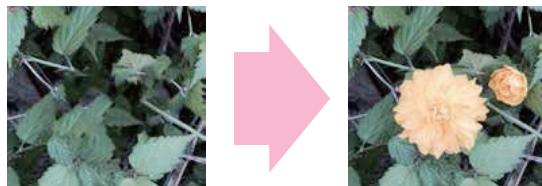
このような不正行為を許さないために、生データの提出が求められることが増えています。調査や実験を行ったときには、得られたデータを常日頃からきちんと整理して保存しておくことが重要です。生データも提出できるように常に準備しておきましょう。

3については、たとえば平和科目的「平和に関するモニメント見学実習レポート」を、実際現地に行かずして作成した場合、不正行為となるので注意してください。

本当は効果が上がってないのに、上がってるかのように捏造！



本当は花が咲かなかったのに、咲いたかのように捏造！



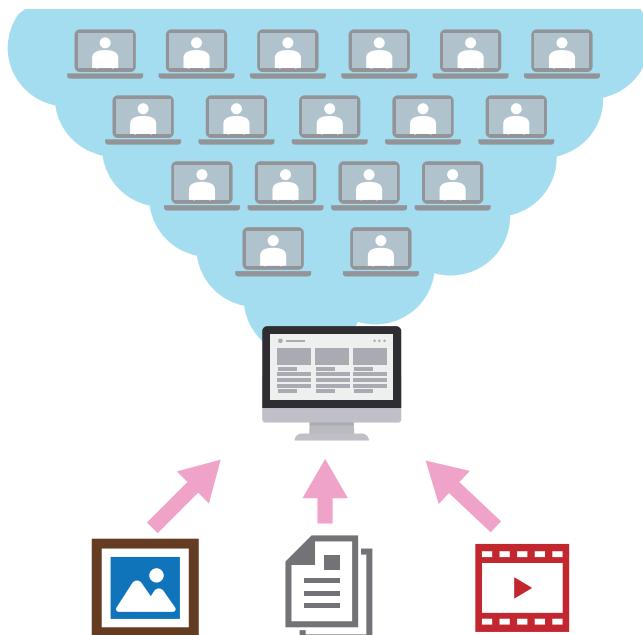
## 5. インターネット利用における著作権の侵害

インターネットを利用して、情報を公開する際も、著作権に気をつけなければいけません。インターネットなどを通じて著作物を公開する権利を、著作権法では「**公衆送信権**」として定めています。公衆送信する場合には、著作者の許諾が必要です。

他の人が撮影した写真や、他の人の書いた文章、自分以外の人が写っている画像をそのまま断りなくインターネット上にアップすることは、著作権・肖像権の侵害にあたります。

たとえ「フリー素材」と書いてあっても、出所の明示が必要な場合などがあります。他の人の著作物を利用する際には、利用規約やライセンスについてよく確認する必要があります。

広大生であれば必ず受講する教養教育の平和科目では、レポートをBb9にアップして提出しています。Bb9などのサーバにファイルをのせることも「公衆送信」にあたります。他人の著作物を勝手に使用してアップすると、著作権の侵害行為となります。



# おわりに

この手引では、レポートを書くときに守るべきルールについて述べてきました。

もちろん、執筆するすべての文章をこのようなルールに基づいて書かなければならぬという訳ではありません。その文章の目的や、それが公開される範囲によってルールは変わってきます。

たとえば、知識を整理して定着させることを目的に作成されたレポートなどでは、この手引で示したルールに厳格に従う必要がない場合もあります。その都度、教員に確認しましょう。ただし、それを自分が作成したものとして提出・公開すれば不正行為として問題となりますので、十分注意してください。

自分が発信するあらゆる文章について、他人の著作権やプライバシーを侵害してはいいかどうかを、十分に注意・確認することが求められています。正しい情報発信の方法を学んで、トラブルを未然に防ぐように心がけてください。



# Q&A

## Q1. 同じ課題について、先輩等のレポートを参考にしてもよいでしょうか？

- A. 参考にするのは構いませんが、レポートはあくまでも自分で書くものだという意識が必要です。「引用」のルールは守らなければなりません。他人のアイディアを拝借するのではなく、自分自身のオリジナルのレポートを作りましょう。

## Q2. 教科書・参考書等の内容をまとめてレポートにしてもよいでしょうか？

- A. 出典を明らかにすれば、参考書等をまとめたものをレポートに含めてもよいでしょう。ただし、そのレポートの目的が何であるかを考え、まとめた内容を元にどのように発展させるのかを示すことが重要です。  
他人の文章（著作物）をそのまま、調べてくることが求められている場合には、参考文献を記載すれば良いでしょう。しかしながら、自身の意見を述べるような内容の課題であれば、引用した部分と自分自身のアイディアで作成した部分とが明瞭に区別されていなければなりません。  
具体的な記載方法については、担当教員に確認して下さい。

## Q3. 引用したらの参考文献をそのつど記載しなければいけませんか？

- A. 引用のルールに基いて、必ずすべて記載してください。  
なお、具体的な記載方法などについては、担当教員に確認してください。

## Q4. インターネット上のサイトの文章を引用してもよいでしょうか？

- A. インターネット上のサイトの文章を引用することは認められています。その際には、URLと参照した日付を記入してください。  
ただし、情報元となる適切な文献がある場合はそちらを引用しましょう。  
また、インターネット上のサイトの信頼性については十分に吟味する必要があります。どのようなサイトが信頼できるものなのかについては、担当教員に相談してください。

## **Q5. Wikipedia を引用してもよいでしょうか？**

- A. Wikipedia は、不特定多数の人が記述・編集することができます。中には出典の不確かな記事も多いのが事実です。Wikipedia 以外の信頼できる情報源がある場合は、そちらを参照しましょう。引用してよいか迷った場合は、担当教員に相談することをお勧めします。

## **Q6. レポートに感想を書いてはいけないのでしょうか？**

- A. 書いていけないことはありません。通常、レポートは、できるだけ客観的な事実や意見を書くことが求められます。しかし、レポートに感想を書くことが求められている場合は、感想を書きましょう。

## **Q7. レポートは、手書きでもよいのでしょうか？**

- A. パソコン上で作成するのが、一般的と言えるでしょう。見直しの過程で、何度も書き直しするなどの編集作業にはパソコンが便利です。ただし、手書きのレポートを求められることがあるかもしれません。

## **Q8. レポートの枚数はどれのぐらい必要でしょうか？**

- A. 特に決まった枚数はありません。課題によって変わります。担当教員の指示に従ってください。

## **Q9. レポート 1 枚は、どれのぐらいの文字数でしょうか？**

- A. 明確に決まったものはありません。10.5～12 ポイントの文字サイズで、1000～1200 文字程度にするのが一般的です。担当教員に確認してください。

## **Q10. レポートの書き方が分からぬ場合どうすればよいですか？**

- A. レポートの書き方に関する本はたくさんあるので、自分で探して読んでみましょう。また、ライティングセンターで相談に乗ってくれるので、早めに相談に行ってみましょう。

イラスト中の素材に、以下のサイトのものを利用しています。

- ・ヒューマンピクトグラム 2.0 : <http://pictogram2.com/>
- ・FLAT ICON DESIGN : <http://flat-icon-design.com/>
- ・ICOON MONO : <http://icooon-mono.com/>

## レポート作成上の注意

2016年3月発行

著者：広島大学

制作：教育・国際室「研究倫理案内」「レポート作成上の注意」改善検討WG

座長 古澤修一 生物圏科学研究所教授

小澤孝一郎 医歯薬保健学研究院教授

山崎岳 総合科学研究所教授

棚橋健治 教育学研究所教授

堀江剛 総合科学研究所教授

柳澤浩哉 教育学研究所教授

隅谷孝洋 情報メディア教育研究センター准教授

河本健 学術・社会産学連携室（ライティングセンター）特任教授

レイアウト・イラスト

天野由貴 学術・社会産学連携室情報化推進グループ



この小冊子はクリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 - 継承  
4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。



## レポート作成上の注意点



レポート作成では、信頼できる参考文献を活用すること。



著作権について正しく理解すること。



他人の著作物を利用する方法としては、「引用」と「転載」とがあること。



他人が書いたものを自分が書いたかのように見せかけると「剽窃」となること。



他人の書いたものを丸写しするなど、著作権に反することはレポート作成においても不正行為であること。



実験や調査のデータ捏造・改変は、不正行為であること。



参考文献を利用するときは、正しいルールに基づいて引用すること。



インターネット上で文章・写真等を公開する場合も、著作権や肖像権の侵害にならないよう注意すること。